



平成29年1月10日  
十日町市防災安全課

## 空家対策特別措置法に基づく行政代執行の実施

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき行政代執行により特定空家を取り壊します。

平成25年の冬以降、雪下ろし等の管理がなされなかったため、平成27年2月に一部倒壊し、今後の降雪状況によっては市道、隣家への倒壊の危険性が非常に高いため、解体撤去を行うものです。

### 1 日 時

平成29年1月11日(水) 10:00～

執行責任者の代執行宣言、11日は工事看板と侵入防止のロープ設置で終了。解体撤去は12日以降の予定

### 2 所 在

十日町市松之山字高畔1344番地3 居宅 延床面積 約150㎡  
(松之山支所の裏手)

### 3 実施期間

平成29年1月11日から平成29年4月30日(予定)  
降雪状況、積雪状況により、終期が早まる場合があります。

### 4 費 用

撤去費用は一旦市が負担しますが、代執行終了後、相続財産管理人に請求します。

### 5 経 過

平成25年より所有者に雪下ろしを行うようお願いしてきましたが、平成27年に所有者が死亡、平成28年に相続人全員が相続放棄したため相続財産管理人が選任されました。相続財産管理人に、指導、勧告、命令、戒告を行い、本日午前中に代執行令書を届け、11日執行が確定したものです。

#### ■お問合せ先

十日町防災安全課

担当：鈴木 ☎025-757-3197 (直通)